

順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第13号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に日程第2、議案第21号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号 長井市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第25号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成25年第2回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第24号 長井市の国際交流推進に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市における外国語指導に従事する外国人を特別職の職員とする所要の改正を行うため提案されたものです。

審査に際し、管理課長から、近年、国際交流

推進に従事する外国人の配置がなく、外国語指導助手が配置されている状況を踏まえ、未制定であった外国語指導助手の身分を条例で定めるに当たり、国際交流推進に従事する外国人の配置の可能性を残し、外国語指導助手を主としたものにするため、既存の条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

質疑に入り、議員からは、報酬月額40万円以内となっているが、実際に支払われている金額は幾らか。また、ほかの市町村はどうなのかとの質疑がなされ、管理課長からは、JETプログラムで招致している外国語指導助手の報酬は、長井市も含めほぼ30万円で統一されている。上限40万円の部分についても大半の自治体で同様に設定されているとの答弁を受けました。

また、委員からは、外国語指導助手と同様に国際交流員についても報酬扱いとなるのか。昭和61年ごろに自治・文部両事務次官からの通知等があって、JETプログラムで派遣された者については報酬扱いにすべきだという指導があったと聞いている。そうするとJETプログラムで派遣された国際交流員に賃金で支払ってきたということは、昭和63年から誤りだったのかとの質疑がなされ、管理課長からは、国際交流員についても報酬でお支払いするということが所管課の了解を得ている。他市町村でも報酬、給料などの取り扱いは曖昧でさまざまである。事務次官通知の方針から判断すれば、報酬にすべきと理解し、今回、報酬に統一するとの答弁を受けました。

また、委員からは、現在、外国語指導助手は2名お願いしているが、この人数の根拠は何かとの質疑がなされ、管理課長からは、現在のところ、市内8つの小中学校に1名では不足することと、英語教育に関しての活動をするために2名が必要ということで派遣をお願いしているとの答弁を受けました。

また、委員からは、外国語指導助手が実際には国際交流もやっているから国際交流員の受け入れはしないということか。国際交流員の本来の業務との違いは何かとの質疑がなされ、管理課長からは、国際交流員は企画調整課の所管である。必要があればお迎えをするが、現在はその考えはないとのことであった。国際交流員の業務は国際交流関係の事務の補助ということで、外国語刊行物の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案・実施に当たっての助言、訪問客の接客、イベント時の通訳などである。外国語指導助手は小中学校、高校まで含めた国際理解教育、日本人教師の外国語指導の補助、教材などの作成の補助ということで業務的には分かれているのが、国際理解、外国語教育の理解という部分は共通した内容と理解しているとの答弁を受けました。

また、委員からは、条例中に内国旅行とあるが、これはどういうものかとの質疑がなされ、管理課長からは、市外で行う研修や翻訳業務や通訳業務のスキルアップのための国内研修への参加があるとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第24号 長井市の国際交流推進に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第24号について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成25年第2回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案6件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第16号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、背景にある地域主権一括法の施行により、庁内あるいは福祉生活あんしん課の中では、長井市としてどのような方向で施策を展開していくかという意思統一や検討がされたのかとの質疑がなされ、福祉生活

あんしん課長からは、庁内では地域主権一括法関連の条例案については3月議会に提案しようということで話し合いがされてきたが、各条例案の内容については各課に任せられている。福祉生活あんしん課としては県内の各保険者との情報交換などをしてきた。県内の各保険者の中ではそれぞれの考え方はあるが、長井市が特別に飛び抜けているというものではない。課の中では、施設に入所される方に経済的な面で負担にならないような考え方で進めたいということで、多床室を認める方向で検討してきたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、関係する介護施設に対して、施設の状況や条例に反映させたいことなど、意向調査やヒアリングを行った上でこの条例案の提案となったのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、記録の整備について、長井市の案では介護給付費の過誤請求の時効期限である5年間に合わせているが、それぞれの事業者に対し5年と定めてはどうかと意向を聞いている。しかし、条例案を示しながらの意向調査やヒアリングなどはしていない。また、パブリックコメントを実施した結果、意見はなかったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員については、国の基準1人に対し、長井市の基準案では4人以下としている。プライバシーへの配慮やサービスの向上からすれば基本的には個室にすべきと思う。現在も居室定員4人の施設があるので、当面の間は4人以下という基準でも仕方ないと思うが、将来は国の基準である個室に向けて誘導すべきではないか。目指すべきところを明確にして対応すべきだと思うが、どうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、世の中の流れが個室化に向かっている中であって、地域密着型の29人以下の特老については多床室を認め、低所得者などの利用者の負担軽減が図られるよう